

公募報告3（現地発表）

報告者：中澤 佑一（戸田総合法律事務所 弁護士）、神田 知宏（内幸町国際総合法律事務所 弁護士）、清水 陽平（法律事務所アルシエン 弁護士）

タイトル：「発信者情報開示命令手続施行後2年間の実務運用～特に提供命令について」

従来、発信者情報開示請求については、民事保全及び民事訴訟が活用されていたところ、2022年10月より新たに非訟である「発信者情報開示命令」手続がスタートした。

発信者情報開示命令は、立法時の想定通りにワークすれば、従来の手続よりも迅速かつ簡便に発信者情報開示が可能となる手続ではあるが、裁判所も含めた実務運用にその成果が委ねられている部分も大きい。特に「提供命令」に関しては請求を受けるウェブサイト側、プロバイダ側には負担もある手続であり、実際、ウェブサイトごとに対応状況、対応スピードはまちまちである。

提供命令の履行に関しては、通信記録の保存期間との関係で、対応のスケジュールやスピード感が非常に重要な要素となるが、この点については、裁判例に記載された裁判所の判断を分析することでは理解できず、実際の事件を当事者目線で集積することが必要である。

本報告はこのような観点から、提供命令の発令から実際に提供がなされるまでの期間、そしてAP側で発信者の特定が可能であったかなどの観点から、発信者情報開示命令施行後2年間の実際の裁判事例を集積し、各ウェブサイトや各プロバイダの対応状況について、手続進行を時間的観点から検討することを目的とする。